

奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託に関する公募要領

1. 事業名

奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託契約 一式

2. 事業の趣旨

本校学生寮食堂は、15歳から20歳の成長期の学生に対し、栄養バランスの取れた質の高い、安全な食事及びサービスを安定的に提供するため、専門的知識及び技術を有する業者に学寮給食業務を委託する。

3. 事業の内容及び期間

(1) 内容

奈良工業高等専門学校学寮給食業務（朝・昼・夕の3食）
（詳細は別に定める仕様書及び実施細目のとおり）

(2) 期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

ただし、事業期間満了から4ヶ月以上前に受託者から契約更新の申し出があり、本校が業務を審査し、良好で適格であると判断された場合には、1年毎延長できるものとし、最大延長期間は平成33年3月31日とする。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格において平成30年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 1回の食事（朝食、昼食、夕食）がそれぞれについて100食以上の実績があること。またはこれと同等以上の実績があると認められる者であること。

5. 参加表明書の提出

本企画競争に参加を希望する者は、平成30年2月7日（水）までに、下記6.の問い合わせ先まで、持参、郵送またはFAXにより提出すること。（様式は任意とする。）

6. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

（郵便番号） 639-1080

（所在地） 奈良県大和郡山市矢田町22番地

（名称） 奈良工業高等専門学校総務課契約係

（電話番号） 0743-55-6024

（FAX） 0743-55-6029

- (2) 企画提案書の提出方法

①提出方法は、紙媒体を送付又は持参すること。

【送付】

- ・簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ・提案書類は紙媒体で提出すること。

- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

【持参】

- ・受付時間：平日9時～17時（12時15分～13時を除く）
- ・提案書類は紙媒体で提出すること。
- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

②その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨単位で表記すること。

(3) 提出書類

①企画提案書 5部

- ・用紙の大きさは、フロー及び図を除きA4縦判、横書きとする。
- ・使用する文字の大きさは、12ポイント以上とする。
(ただし、フロー及び図に使用する際は、この限りではない。)
- ・企画提案書表紙には必ず指定の表紙（別紙様式1）を使用し、次に目次（様式任意）を付すこと。目次以降は指定の様式（別紙様式2）を用いて作成し、ページ番号を附番の上、全体をまとめて1部とし、適宜製本すること。
- ・記載事項の該当項目がない又は記載を希望しない場合は、その旨を明記すること。

②企画提案書にかかる添付書類 各5部

- ・会社パンフレット・概要（経歴、事業内容及び規模等が分かるもの）
- ・直近2年の各会計年度における決算関係書類（決算報告書の写し）
- ・過去5年間における給食業務受託実績（食事提供数、食事提供方法）から、主たる実績を記載した書面
- ・食堂経営に関わるマニュアル関連（食品衛生、アレルギー、事故対応）
- ・過去5年間における食中毒等の事故発生有無に対する証明書

③その他の添付書類 各1部（紙媒体のみ）

- ・平成30年度有効の「資格審査結果通知書」（全省庁統一規格）の写し
- ・競争参加資格に関する誓約書（別紙記載例1-1）
- ・委託業務履行に関する誓約書（別紙記載例1-2）
- ・学寮給食業務実施体制（別紙記載例1-3）
- ・1日の作業工程表（別紙記載例1-4）
- ・他機関における給食業務実績証明書
(過去5年間における100名以上の学寮給食業務)
- ・参考見積書（本事業を受託する場合の受託金額年間総額）

(4) 企画提案書の無効

企画提案書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ①公告及び本要領に示した参加資格のない者の提出したもの
- ②下記(5)の提出期限までに企画提案書が本校に到着しなかったもの
- ③虚偽の内容が記載されている提案書
- ④その他提案に関する条件に違反したもの

(5) 企画提案書の提出期限等

提出期限：平成30年2月23日（金） 12時（必着）

提出先：上記（1）に示す場所

(6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

①書類選考

奈良工業高等専門学校学生寮給食業務委託業者選定委員会において、提出された企画提案書にて書類選考を行う。

②実技審査

実施しない。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準及び仕様書のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、全ての提案者に選定結果を通知する。

8. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。
また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

9. スケジュール

- (1) 公募開始 : 平成30年1月23日（火）
- (2) 参加表明書の提出締切 : 平成30年2月 7日（水）
- (3) 企画提案書締切 : 平成30年2月23日（金）12時（必着）
- (4) 書類審査 : 平成30年2月下旬から3月上旬
- (5) 契約予定者の決定通知 : 平成30年3月上旬
- (6) 契約締結 : 平成30年3月中旬

10. その他

(1) 事業実施にあたっては、契約書、仕様書、実施細目及び企画提案書等を遵守すること。

(2) 業務のため使用する学生寮食堂の建物施設使用料及び物品使用料は、次のとおりとする。
無償とする。

整理番号		部番号		
------	--	-----	--	--

※整理番号は担当部局で記入する。

奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託契約 一式に関する企画提案書

平成30年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印又は社印

担当者氏名
電話番号
FAX番号
E-Mail

会社概要

* 本社、支店の設置場所、会社全体の業務内容、組織体制、会社総従業員数、正社員数について記載してください。

経営状況

* 直近3年の各会計年度における流動資産、固定資産、その他資産、流動負債、固定負債、資本及び売上高、経常利益、当期純利益の推移を記載し、別添として決算関係書類を提出してください。

(1) 教育機関における給食業務について、どのように認識されているかご教示願います。

(2) 献立を作成する際、基準とするポイントを優先順に列記し、その理由をご教示ください。

(例：1. コスト、2. 栄養、3. 学生の好み、4. 季節感・・・・等)

(3) 実施細目に記載の条件と次の条件を考慮のうえ、6月と2月の献立表を作成してください。

1. 通常授業日の朝食は、週1回以上主食をパンとし、割当個数で満足できない学生のため、ご飯または追加のミニパンの準備をすること。また、パン食日の飲み物として、ジュース、コーヒーを提供すること。
2. 土・日・祝日・特別日課および振替休日の朝食はパンとジュースすること。パンは、1人に2個以上提供することとし、惣菜パンと甘いパンの組み合わせにすること。ジュースは、寮生の好みを調査して、変更すること。

(4) 限られた予算で献立作成するとしばしばパターン化することがあります。学生に飽きられないようにするための工夫を具体的にご教示ください。

(5) 朝食を摂らない寮生に対する対策を具体的にご教示ください。

(6) 学寮行事において、どのような料理を提供できますか。以下の行事について献立を作成してください。ただし、これらの料理材料費については、「特別食」として、別の財源より1回あたり一人800～1,000円程度費用負担します。

1. 歓迎会（4月）
2. 寮祭（7月）
3. スポーツ大会（5月、11月）
4. クリスマス会（12月）
5. 送別会（2月）

(7) 宗教上の制約がある留学生に特別食を少人数分提供できますか。その際の条件として何かありますか。(費用の追加負担、イスラム食材の購入など)

(8) 学校行事実施日に、弁当を新入生オリエンテーションは8時30分まで、工場見学は7時50分までに提供できますか。
(新入生オリエンテーション H30年度は、4月6日(金)・7日(土)、工場見学10月19日(金))

(9) 材料の仕入れ先または仕入れのシステムについて具体的にご教示ください。

(10) 主食の米の品種、等級、産地を、また品種を混合するならばその割合について、具体的にご教示ください。

(11) 生野菜のサラダを毎食提供すること、また、生野菜の種類は、2種類以上とし、ドレッシング類は、常時4種類以上提供することができますか。また、サラダの提供方法についてご教示ください。

(12) 貴社において過去5年間におこった食中毒の有無をご教示ください。（学校給食以外も含む。）

(13) 食中毒を起こさないために、実施している衛生管理についてご教示ください。

(14) ノロウイルスによる食中毒を起こさないために特に実施している事項についてご教示ください

(15) 不測の事態が発生した場合の貴社の体制について、以下の事例でご教示ください。（食糧備蓄量・確保方法、保険等を含む）

1. 地震・台風等の天災時により施設設備が使用不能になった場合
2. 食中毒の場合
3. 貴社職員による不測の事態

(16) 貴社の特色ある取組、実現可能なサービス等についてご教示ください。

誓 約 書

奈良工業高等専門学校

契約担当役 事務部長 吉永 祥二 殿

住所

申請者 商号又は名称

代表者

印

申請者は、平成30年1月23日付けで公募のあった奈良工業高等専門学校において行われる、「奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託契約 一式」の企画公募に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
2. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第5条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後契約担当役が定めた期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後契約担当役が定めた期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
3. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
4. 契約担当役が次に定める暴力団員等に関する者でないこと。
 - ① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している法人等
 - ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

(別紙記載例1-2)
平成 年 月 日

誓 約 書

奈良工業高等専門学校

契約担当役 事務部長 吉永 祥二 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

弊社は、「奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託契約 一式」について、弊社と貴校が委託契約を締結した場合、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則に従い、公募要領、仕様書及び実施細目等を遵守の上、責任をもって委託業務を履行することを誓約します。

(別紙記載例1-3)

平成 年 月 日

奈良工業高等専門学校 殿

所在地
会社名
代表者

印

奈良工業高等専門学校学寮給食業務実施体制

本 社

営業所	所在地	
	営業所名	
	所 長	

奈良工業高等専門学校学寮食堂	
現場責任者()
栄 養 士()
調 理 師()
調理作業員	(名)

(従事予定者名簿：例)

平成30年 月 日

奈良工業高等専門学校 殿

所在地

会社名

代表者

印

奈良工業高等専門学校学寮給食業務に予定している作業従事者名簿

項目	氏名	住所	生年月日	年齢	性別	経験年数	備考
現場責任者						年 月	
栄養士						年 月	
調理師						年 月	
調理作業員						年 月	
調理作業員						年 月	
調理作業員						年 月	
調理作業員						年 月	
調理作業員						年 月	
調理作業員						年 月	
調理作業員						年 月	
調理作業員						年 月	
調理作業員						年 月	

(※契約締結時に徴取します)

人 件 費 内 訳 (例)

会社名

職 名	氏 名	勤 務 時 間	勤務時間 (週)	給与 (年額)	法定福利費 (年額)	人件費計
現場責任者	〇〇〇〇	11:00~20:00(休憩1時間)	40時間			0
調理師	〇〇〇〇	06:00~14:00(休憩1時間)				0
栄養士	〇〇〇〇	06:00~14:00(休憩1時間)				0
調理作業員	〇〇〇〇	06:00~09:00				0
調理作業員	〇〇〇〇	06:00~09:00				0
調理作業員	〇〇〇〇	16:00~20:00				0
調理作業員	〇〇〇〇	16:00~20:00				0
調理作業員	〇〇〇〇	10:00~14:00	8時間			0
計				0	0	0

(※契約締結時に徴取します)

(見積書:例)

見積書

平成30年 月 日

奈良工業高等専門学校 殿

所在地

会社名

代表者

印

見積件名 平成30年度 奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託契約

見積委託金額 金 円也 (消費税を含む)

業務委託契約書(案)及び学寮給食業務委託仕様書を熟知し、実施細目に従って

上記の役務の提供を行うものとして、上記の金額を見積します。

奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託にかかる審査基準

1. 業務受託事業者の決定方法にかかる企画提案書について、書類審査を行い、各評価事項の合計得点が高い企画提案者から順に業務受託事業者候補として選定する。

2. 審査方法

(1) 書類審査

学寮給食業務に関する企画競争において、その審査方法の透明性、公平性、競争性及び効率性を確保するため、企画提案書の書類審査を行う。

(2) 各審査員の構成

書類選考においては、奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員長が指名する審査員が審査を行う。

(3) 審査における追加資料の提出

審査期間中に、企画提案者に対し企画提案書の詳細について追加資料の提出を求めることがある。

(4) 審査におけるプレゼンテーションの実施

審査期間中に、企画提案者に対し企画提案書に関し、補足説明（プレゼンテーション）を求めることがある。

(5) 集計時の最高点と最低点の除外

書類審査において、各企画提案者の点数を集計した際、最高点と最低点の評価については除外する。同点になる者がある場合は、評価「1」の多いものを下位とし、さらに同点の場合は評価「5」の多いものを上位とする。

3. 評価方法

企画提案書の事項に基づき5段階評価とし、各審査員が評価した結果を集計したものを当該企画提案者の得点とする。この際、各審査員は自らの判断で評価を行い、選定委員会ではその集計結果を確認することで互いが協議することがないようにし、審査の公平性を確保する。

なお、評価基準は以下のとおり。

5：大変優れている

4：優れている

3：普通

2：やや劣っている

1：劣っている

取得の有無が評価基準となる項目については、5か1で評価する。審査にかかる全ての費用は企画提案者の負担とする。

4. 評価内容

- (1) 教育機関における給食業務について、どのように認識されているかご教示願います。
- (2) 献立を作成する際、基準とするポイントを優先順に列記し、その理由をご教示ください。
(例：1. コスト、2. 栄養、3. 学生の好み、4. 季節感・・・等)
- (3) 実施細目に記載の条件と次の条件を考慮のうえ、6月と2月の献立表を作成してください。
 1. 通常授業日の朝食は、週1回以上主食をパンとし、割当個数で満足できない学生のため、ご飯または追加のミニパンの準備をすること。また、パン食日の飲み物として、ジュース、コーヒーを提供すること。
 2. 土・日・祝日・特別日課および振替休日の朝食はパンとジュースすること。パンは、1人に2個以上提供することとし、惣菜パンと甘いパンの組み合わせにすること。ジュースは、寮生の好みを調査して、変更すること。
- (4) 限られた予算で献立作成するとしばしばパターン化することがあります。学生に飽きられないようにするための工夫を具体的にご教示ください。
- (5) 朝食を摂らない寮生に対する対策を具体的にご教示ください。
- (6) 学寮行事において、どのような料理を提供できますか。以下の行事について献立を作成してください。ただし、これらの料理材料費については、「特別食」として、別の財源より1回あたり一人800～1,000円程度費用負担します。
 1. 歓迎会(4月)
 2. 寮祭(7月)
 3. スポーツ大会(5月、11月)
 4. クリスマス会(12月)
 5. 送別会(2月)
- (7) 宗教上の制約がある留学生に特別食を少数分提供できますか。その際の条件として何かありますか。(費用の追加負担、イスラム食材の購入など)
- (8) 学校行事実施日に、弁当を新入生オリエンテーションは8時30分まで、工場見学は7時50分までに提供できますか。
(新入生オリエンテーション H30年度は、4月6日(金)・7日(土)、
工場見学10月19日(金))
- (9) 材料の仕入れ先または仕入れのシステムについて具体的にご教示ください。
- (10) 主食の米の品種、等級、産地を、また品種を混合するならばその割合について、具体的にご教示ください。
- (11) 生野菜のサラダを毎食提供すること、また、生野菜の種類は、2種類以上とし、ドレッシング類は、常時4種類以上提供することができますか。また、サラダの提供方法についてご教示ください。
- (12) 貴社において過去5年間におこった食中毒の有無をご教示ください。(学校給食以外も含む。)
- (13) 食中毒を起こさないために、実施している衛生管理についてご教示ください。
- (14) ノロウイルスによる食中毒を起こさないために特に実施している事項についてご教示ください。
- (15) 不測の事態が発生した場合の貴社の体制について、以下の事例でご教示ください。(食糧備蓄量・確保方法、保険等を含む)
 1. 地震・台風等の天災時により施設設備が使用不能になった場合
 2. 食中毒の場合
 3. 貴社職員による不測の事態
- (16) 貴社の特色ある取組、実現可能なサービス等についてご教示ください。

奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託仕様書

1. 事項名 奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託契約
2. 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
ただし、受託者が希望し委託者が適当と認めたときは、期間を延長することができるものとする。
なお、最大延長期間は平成33年3月31日までとする。
3. 履行場所 奈良県大和郡山市矢田町22番地
奈良工業高等専門学校 学寮
4. 契約条件 別紙「業務委託契約書（案）」「業務委託契約実施細目」のとおり
5. 給食対象者数等 給食対象者 122名（予定）
給食実施日数 224日（年間予定）
ただし、日曜日の朝食（パン食）34日給食実施日数に含んでいない。
6. その他
この仕様書に定めのない事項については、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるほか、担当者の指示によるものとする。
7. 提出すべき書類等の提出場所及び本件についての問い合わせ先
（郵便番号） 639-1080
（所在地） 奈良県大和郡山市矢田町22番地
（名称） 奈良工業高等専門学校総務課契約係
（電話番号） 0743-55-6024
（FAX） 0743-55-6029

業務委託契約書（案）

件名 奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託 一式

代金額 年額 金円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

消費税額及び地方消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に108分の8を乗じて得た額である。

ただし、消費税及び地方消費税の税率が法律の施行により変更した場合及び法律が改正された場合は、代金額年額を変更するものとする。

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校契約担当役 事務部長 吉永 祥二
(以下「委託者」という。)と受託者 (以下「受託者」という。)は、奈良工業高等専門学校の学寮給食業務(以下「給食業務」という。)を委託することに関し、上記の代金額で、次のとおり契約を締結する。

第1条 委託者は、奈良工業高等専門学校学寮の適正かつ円滑なる運営を図るため、給食業務を受託者に委託する。

第2条 受託者は給食業務の実施にあたり食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令等を遵守し、教育機関における給食業務であることを十分に認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第3条 給食業務の実施細目は、奈良工業高等専門学校長(以下「校長」という。)が別に定めるところによる。

2 受託者は、前項の実施細目を遵守するほか、校長又は校長の指名する職員の指示に従い、給食業務を実施するものとする。

第4条 委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、事業期間満了から4ヶ月以上前に受託者から契約更新の申し出があり、本校が業務を審査し、良好で適格であると判断された場合には、1年毎延長できるものとし、最大延長期間は平成33年3月31日とする。

第5条 受託者は、四半期ごとに給食業務の実施細目に定める給食業務の実施に関する報告書等を提出し、委託者の確認を受けるものとする。

第6条 委託費は委託期間終了後、受託者からの適正な請求書を受理した日から60日以内に支払うものとする。

2 代金の請求書は、奈良工業高等専門学校総務課契約係に送付すべきものとする。

第7条 受託者は、給食費として校長の承認する金額を毎月寮生から徴収することができる。

第8条 給食業務に要した電気料、水道料、電話料、ガス料等は受託者の負担とする。

第9条 委託者は、給食業務に必要な施設及び設備・備品(以下「施設等」という。)として、別に定める施設等は無償で受託者に使用させるものとする。

第10条 受託者は、善良な管理者の注意をもって、施設等を使用しなければならない。

2 施設等の維持保全のために必要とする経費は、委託者の負担とする。ただし、軽微な費用はこの限りではない。

第11条 受託者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第12条 受託者は、施設等を給食業務以外に使用し、又は第三者に貸与してはならない。

2 受託者は、自己の負担において施設等の修繕、模様替等をしようとするときは、委託者の承認を受けなければならない。

第13条 受託者は、本契約による給食業務を第三者に実施させてはならない。

第14条 契約保証金は免除する。

第15条 受託者は、業務の実施にあたって知り得た委託者の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は、他の目的に利用してはならない。なお、受託者が業務上知り得た委託者の情報については、別紙「個人情報取扱業務契約遵守事項」の取扱によるものとする。

第16条 受託者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受託者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受託者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

第17条 受託者は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害与えたときは、被害者に対してその損害を賠償するものとする。

第18条 受託者が給食業務を履行できなくなった場合の補償のため、あらかじめ代行保証人を定め、受託者の申し出にともない委託者が給食業務の代行の必要性を認めた場合は、代行保証人が給食業務を履行するものとし、この場合も、代行保証人は受託者に代わって各契約条項を遵守するとともに受託者の義務も免責されるものでないものとする。

第19条 委託者又は受託者が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、2ヶ月前までに文書により相手方に申し出、その同意を得なければならない。

第20条 委託期間が満了したとき又は前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、委託者の承認を受けた場合はこの限りでない。

第21条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第22条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、委託者・受託者間において協議して定めるものとする。

第23条 この契約について、委託者・受託者間に紛争が生じたときは、委託者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、委託者・受託者は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成30年 月 日

委託者 奈良県大和郡山市矢田町22番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校 契約担当役
事務部長 吉永 祥二

受託者

個人情報取扱業務契約遵守事項

この事項は、委託者が個人情報を取り扱う業務を委託者以外のものに発注する全ての契約について一般的契約条項を定めるものである。

(基本的事項)

第1 受託者は、当該契約による業務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、当該契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏洩、滅失及び毀損の防止)

第4 受託者は、当該契約による業務により知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(従事者の監督)

第5 受託者は、当該契約による業務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、受託者は当該契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、当該契約による業務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾無しに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、当該契約による業務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。ただし、受託者が委託先及び委託の範囲を委託者に対して報告し、予め委託者の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、受託者は、当該契約により受託者が負う義務を再委託先に対しても遵守させるものとし、受託者と再委託先との契約書において明記すること。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、当該契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。

また、業務を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んではいない。

(資料等の運搬)

第9 受託者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏洩防止対策を十分に講じた上で運搬すること、その他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(事故発生時における報告)

第10 受託者は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

第11 受託者は、当該契約による業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、法令に特別の定めがある場合を除いて、当該契約による業務処理の完了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとし、委託者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(実地調査等)

第12 委託者は、当該契約による個人情報の安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、受託者に対して必要な資料の提出を求め、又は指示をすることができる。なお、受託者は委託者の調査に協力するものとする。

(損害賠償)

第13 受託者は、その責めに帰すべき事由により、当該契約による業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により委託者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

平成30年度奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託契約実施細目

1. 業務の分担

(1) 委託者が分担する業務

- ①本業務の遂行に必要な基本的設備の設置及び整備に関すること
- ②給食業務に係る衛生管理状況の検査等確認に関すること
- ③検食に関すること
- ④その他本業務に関して必要な指示事項

(2) 受託者が分担する業務

- ①厨房及び調理に伴う設備、機器、器具及び食材の洗浄、消毒、保清、保管及び防疫に関すること
- ②献立表の作成と食品材料の厳選、調理、盛りつけ及び配膳に関すること
- ③行事食、特別食及び留学生食に関すること
- ④食数の集計及び委託者への通知に関すること
- ⑤保存食の適切な管理に関すること
- ⑥従事者の管理に関すること
- ⑦委託者が必要として求める書類の整備、保管及び提出に関すること
- ⑧給食費の徴収、督促及び欠食返金に係る諸手続きのこと
- ⑨その他本業務に関して必要な業務

2. 給食日及び給食時間に関する事項

- (1) 給食日は次の休業期間を除く毎日とし、1日3食（朝食、昼食、夕食）とする。但し、寮祭、開寮日を除く日曜日の昼食及び夕食は提供しない。なお、開寮日は、曜日に限らず夕食を提供し、閉寮日は夕食を提供しないこととする（詳細は、別表「平成30年度給食日程表」のとおり）。

休業期間					
平成30年	4月	1日	から	4月	3日まで
平成30年	5月	3日	から	5月	5日まで
平成30年	8月	9日	から	9月29日	まで
平成30年12月22日から平成31年1月5日まで					
平成31年	2月26日	から		3月31日	まで

- (2) 給食時間は次のとおりとする。ただし、学校行事・学寮行事・課外活動等のため必要とする場合には、委託者の申し出により給食時間の変更を行うことができることとする。

区分	給食時間
朝食	7時50分 から 8時30分まで
昼食	12時00分 から 13時00分まで
夕食	17時30分 から 19時15分まで

3. 献立等に関する事項

- (1) 給食は、受託者の作成した献立表により実施することとする。
- (2) 献立表は成分表により作成することとし、平均1日基準カロリー2,700kcal以上、精米460g以上、蛋白質80g以上、その他「日本人の食事摂取基準(2015年版)」を充足するものとし、15歳からの成長期に必要な栄養素を十分に満たすこと。また教育寮の目的に照らし、1日30品目の食品を利用することを目標とし、偏食を助長しない、バランスのとれた献立とすること。
- (3) 受託者は毎日の献立表を1週間単位で作成し、実施2週間前までに委託者に提出して、その承認を得ることとする。
 なお、献立内容を変更しようとするときは、実施3日以内までに委託者に申し出て、その指示を受けなければならない。
- (4) 主食は、米飯、パン、麺類等とし、毎食偏らない献立を作成すること。なお、土・日曜日並びに日曜日が祝日である場合の振替休日の朝食は原則としてパン食とする。
- (5) 米飯・みそ汁・スープ等は自由摂食ができるよう計らうこととする。
- (6) 学校行事等のため弁当及び特別食を必要とする場合は、委託者の申し出により、弁当及び特別食を提供しなければならない。
- (7) 風邪等の病気、アレルギー体質及び食材に宗教上の制約がある寮生並びに留学生には委託者の申し出により、特別食を提供しなければならない。

4. 委託給食費に関する事項

- (1) 委託給食費(消費税を含む)は次のとおりとする。
 - ①給食費の日額単価及び使途は下記のとおりとし、各食(朝、昼、夕)の給食材料費の日額単価に当該月の各食の給食日数を乗じて得た額に、運営費の日額単価に当該月の運営日(日曜日において朝食のみを提供する日は除く。)の日数を乗じて得た額を加算した金額を受託者が寮生から毎月徴収する。また、給食費の督促も受託者の責任において行うものとする。

給食費内訳		
(日額単価)		
・給食材料費	840円	(朝食200円 昼食280円 夕食360円)
・運営費(人件費・光熱水費)	420円	
合計	1,260円	

- ②中途入退寮者は、上記①に準じ喫食日数を乗じて得た金額を徴収する。
 - ③給食費の徴収は原則として預金口座振替により寮生または寮生保護者名義の口座から給食業務委託業者の口座に納入することとする。
 - ④受託者は給食材料費を他の経費として使用してはならない。
- (2) 受託者は給食費を適正に使用し、節電・節水等に努めなければならない。

5. 欠食の取り扱い

- (1) 欠食の許可については、次のとおり取り扱う。

①通常時

- i 金曜日の夕方から日曜日の朝食まで

- ii 祝日の前日の夕食から祝日の夕食まで（ただし祝日が日曜日であれば振替休日の夕食まで）
- iii 連休の場合は、連休の前日の夕食から連休最後の日の夕食まで（但し連休最後の日が日曜日であれば朝食まで）

上記 i ~ iii において、委託者並びに受託者に届出のうえ欠食した場合はこれを許可する。

②学校行事等のとき

学校行事等により欠食した場合はこれを許可する。

③上記以外の事由で委託者並びに受託者がやむを得ないと認めた場合はこれを許可する。

(2) 欠食の手続

休前日の夕食及び休日の食事は、受託者が食堂内に設置している欠食届出表（別紙様式 1）に、受託者が掲示している日までに寮生が欠食の意思表示の印を付けることにより、受託者は欠食を確認する。但し、週末（金曜日夜）からの欠食については、毎週水曜日を締切とする。

上記以外の食事については、委託者は寮生または留学生から欠食届（別紙様式 2）を受理のうえ、その数を欠食日の 3 日前までに受託者に通知し欠食の確認をしなければならない。

(3) 欠食金の計算及び返還

- ①受託者は各食の給食材料費に各食の欠食数を乗じて得た金額を、欠食した寮生に返還することとする。
- ②受託者は 1 年間の返還金額等を記した欠食返還名簿を平成 31 年 3 月 13 日までに作成し、委託者へ通知することとする。なお、年度途中で諸般の事情で退寮する者に対して欠食返金を行う場合は、その事実が発生した月の翌月末までに返金の手続きを行うこととする。
- ③欠食返金は原則として、引落指定預金口座へ振込むこととする。なお、返金額が少額で振込手数料を差し引いて 1,000 円未満となる場合、または寮生あるいは寮生保護者からの要望があれば、直接寮生本人に返金することができる。

6. 検食に関する事項

受託者は検食用として、各 2 食を提供しなければならない。

7. 委託業務の実施の確認に関する事項

- (1) 委託契約書第 5 条に規定する給食業務の実施は、受託者から委託者に対し四半期毎に当該期間の業務完了報告書（別紙様式 3）を提出することにより行う。
- (2) 受託者は毎月の収支計算書（別紙様式 4）、人件費内訳書（別紙様式 5）を作成し、各四半期の翌月 20 日までに、また事業年度の損益計算書を当該年度の終了後 1 ヶ月以内に委託者にそれぞれ提出するものとする。

8. 施設等の貸与

- (1) 委託契約書第 9 条の規定に基づき無償で貸与する施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）は別紙のとおりとする。
- (2) 前項に基づく施設等に起因して従業員に不測の事故が生じた場合は、受託者の責任において処理し、速やかに委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者は業務終了後設備及び備品を整理し、電気、ガス、水道、火気その他に異常のない

ことを確認したうえ、戸締まり等の点検を行い、業務を終了しなければならない。

9. 経費の分担

委託者、受託者の分担経費については、次のとおりとする。

委託者における経費	受託者における経費
①施設等（契約書第9条に定める「施設等」をいう。）の設置、改修及び修理の費用 ②調理器具等の新調及び補充経費 ③食器類の購入経費 ④その他委託者の認めた経費	①給食材料費 ②人件費 ③消耗品費（洗剤等） ④光熱水費（電気・ガス・水道） ⑤被服費及び洗濯費 ⑥残飯等処理経費 ⑦廃油処理費 ⑧保健衛生費（健康診断・検便・衛生管理） ⑨通信費（電話代等） ⑩事務用品費

10. 従事者の管理

受託者は現場責任者として栄養士もしくは調理師を置き、施設等の保全及び従業員の管理、並びに材料の仕入れ保管、調理、配膳、残飯処理、その他の給食業務に対する保健衛生の管理を怠らないようにし、次のことについては特に注意すること。

(1) 従業員の健康管理

- ①従業員の健康管理に留意し、伝染病の場合はもとより下痢症状者、化膿症者及びその疑いのある者、または委託者から特に指示を受けた者には就業させないこと。
 - ②従業員に対し年1回以上の健康診断を行うほか、保健所等において検便（O-157及びノロウイルス検出検査含む）を最低月1回受けさせ、その証明書を委託者に提出すること。
- (2) 受託者は従業員の採用にあたっては、身元確実な者の採用を心がけ、健康診断、検便等を実施のうえ健康な者を採用しなければならない。
 - (3) 受託者は従業員の住所、氏名、生年月日等を記載した名簿を委託者に提出しなければならない。また、変更があった場合は速やかに届け出なければならない。
 - (4) 委託者が不適当と認めた従業員は、直ちに受託者の責任において善処しなければならない。

11. 食堂の衛生管理

- (1) 従業員の服装は調理専用の清潔なものを使用し、利用者に不快感を与えることのないよう留意すること。
- (2) 従業員に対し、調理開始前、用便後、汚物取扱後及び配膳前の完全手洗いを励行させること。
- (3) 食器類は使用の都度、洗浄及び殺菌を行うこと。
- (4) 厨房及び食堂内は清潔を保ち、施設、器具及び容器等の衛生保持に留意すること。また厨

房内に関係者以外の立ち入りは厳重に禁止するものとする。

- (5) 給食材料及び調理食品はネズミ、昆虫、塵埃等による汚染を防ぎ、衛生的に保管すること。
- (6) 残飯、残菜その他汚物については責任を持って処理し、構内に放置しないこと。
- (7) その他法令等に定める衛生管理に関する事項を遵守すること。

12. 保存食に関する事項

- (1) 保存食は、原材料及び調理済み食品を食品毎に 50 g 程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、 -20°C 以下で2週間以上保管すること。またその記録をすること。
- (2) 原材料は、特に洗浄・消毒を行わず、購入した状態で保存すること。

13. 災害等

- (1) 受託者は給食により食中毒等疾病を生じた場合その責を負うこととし、完治に至るまでその療養費の負担をしなければならない。
- (2) 受託者は給食業務において不測の事故が生じた場合は、直ちに委託者に連絡して寮生の給食に支障のないよう措置をしなければならない。

14. サービスの向上

- (1) 委託者は、学寮給食の円滑な実施、給食の改善・向上を図るため、必要に応じて受託者に申し入れができるものとする。さらに、委託者は年数回のアンケート調査を実施し、改善に努めなければならない。
- (2) 受託者は給食業務を、寮生の生活指導の一環であることを認識し、従業員にその趣旨を徹底させるとともに、サービスの向上に努めなければならない。

15. その他

この実施細目に定めがない事項及び変更を要する事項が生じた場合は、その都度委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

以 上

(別紙様式2)

欠 食 届

寮務係 御中

平成 年 月 日
工学科 年

氏名

欠 食 期 間	月 日 曜日 (朝食・昼食・夕食)
	~
理 由	月 日 曜日 (朝食・昼食・夕食)

※この届は、欠食する日の4日前に必ず届け出ること。

(別紙様式3)

平成 年 月 日

業務完了報告書

奈良工業高等専門学校 殿

期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

日数	月別	月	月	月	計
	給食業務を実施すべき日数		日	日	日
給食業務を実施した日数		日	日	日	日
給食業務を実施しなかった日数		日	日	日	日

食別	月別	月	月	月	計	備考
	朝食		食	食	食	食
昼食		食	食	食	食	
夕食		食	食	食	食	
特別食		食	食	食	食	
計		食	食	食	食	

上記のとおり実施したことを報告します。

受託者名

印



(別紙様式4)

平成 年 月分収支計算書

受託者名

印

収 入		支 出		備 考
科 目	金 額	科 目	金 額	
前月繰越金	円	給食材料費	円	
給食費	円	光熱水費	円	
委託費	円	人件費	円	
そ の 他	円	雑 費	円	
		欠 食 金	円	
		翌月繰越金	円	
合 計	円	合 計	円	

(別紙様式5)

平成 年 月分人件費内訳

受託者名

印

氏名	給料			その他	計
	基本給	諸手当			
合計					

※諸手当については適宜加除を行うこと。

奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託契約書第9条に規定する無償で使用させる施設等は次のとおりとする。

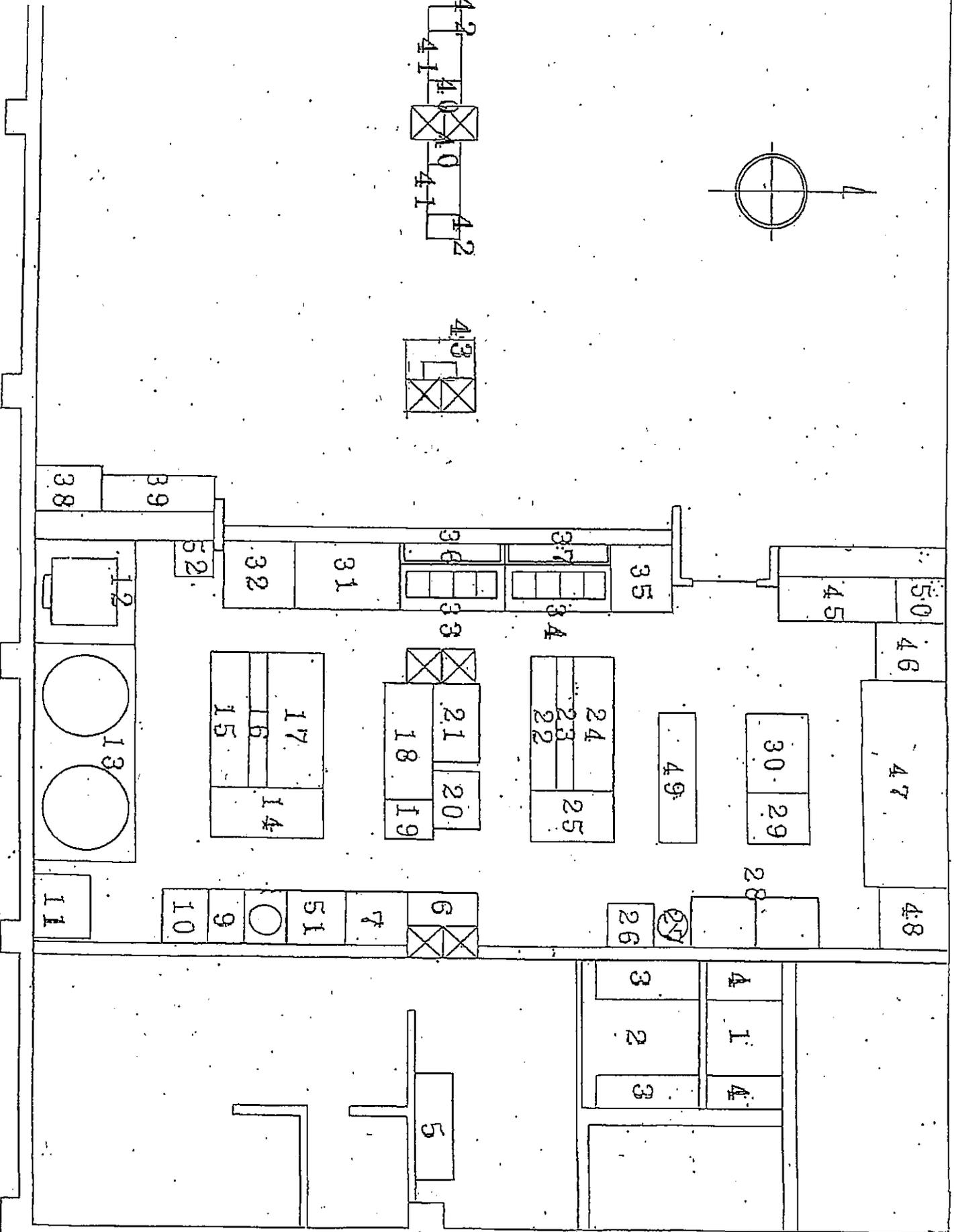
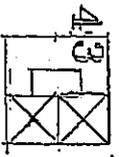
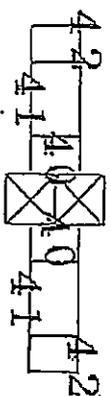
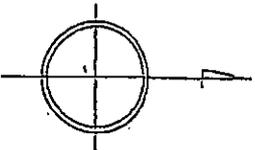
施設および設備等

3

区 分		数量	備 考
建 物	厨 房	80 m ²	別紙貸与施設配置図のとおり
	休 養 室	21 m ²	
	食 品 庫、倉 庫 冷 蔵 庫、前 室	31 m ²	
設 備	建 物 付 帯 設 備	1 式	
物 品	プレハブ冷蔵庫等	50 点	別紙貸与物品一覧表のとおり

貸与物品一覧表

	品名	台数	規格・型式
1	プレハブ冷蔵庫	1	北沢産業(株) 1800×1200×2400
2	プレハブ冷蔵庫	1	北沢産業(株) 1800×1800×2400
3	エレクターシェルフ	3	サカエ CSU-1524B4 1520X460X1590
4	エレクターシェルフ	2	北沢産業(株) 914×457×1524
5	検収台	1	北沢産業(株) OKT-156
6	エレクターシェルフ (ドーリー付)	1	北沢産業(株) 914×457×800
7	冷蔵庫	1	マルゼン EXD-30RM7
8			
9	受槽	1	北沢産業(株) 450×750×450
10	野菜切断機	1	AIHO ELECUTTER FS-35
11	パンシンク	1	北沢産業(株) 950×750×800
12	ガスコンベクションオープン	1	マルゼン SSCG-10SCNSTU
13	ガス回転釜	2	HATTORI GHS L4-32
14	二槽シンク	1	北沢産業(株) OK2S-157
15	デシヤップテーブル	1	北沢産業(株) OKT-187
16	オーバーシェルフ (2段)	1	北沢産業(株) 1800×450×800
17	デシヤップテーブル (下部キャビネット付)	1	北沢産業(株) OKTC-187
18	ガスレンジ	1	マルゼン MGT×-156C
19	サイドテーブル	1	北沢産業(株) 500×600×800
20	ガスフライヤー	1	マルゼン MGF-C18WJ
21	スープレンジ	1	マルゼン RGS-126B
22	デシヤップテーブル (引出し付)	1	北沢産業(株) 1800×600×800
23	オーバーシェルフ (2段)	1	北沢産業(株) 1800×350×800
24	デシヤップテーブル	1	北沢産業(株) OKT-186
25	舟型調理シンク	1	北沢産業(株) 1200×750×800
26	パンラック	1	北沢産業(株) 600×750×1800
27	ドラフト洗米機	1	北沢産業(株) RS-50A
28	ガス立体自動炊飯器	2	マルゼン MRC-S3外
29	パンシンク	1	北沢産業(株) 1000×600×800
30	食器乾燥消毒保管庫	1	(株)中西製作所 MCW-30
31	コールドフードユニット	1	(株)中西製作所 SRS-1500 1500×600×1700
32	デシヤップテーブル (下部オープンキャビネット)	1	北沢産業(株) 1000×750×850
33	フードウォーマーテーブル	1	北沢産業(株) KST-1571CE
34	フードウォーマーテーブル	1	マルゼン MEWC-157
35	デシヤップテーブル (下部オープンキャビネット)	1	北沢産業(株) OKTC-97
36	スニーズガード	1	北沢産業(株) 1500×300×300
37	スニーズガード	1	北沢産業(株) 1500×300×300
38	トレーディスプレイ (シルバースタンド付)	1	三宝ステンレス(株) TLD-103S
39	食器収納テーブル ガラス戸 (ダイノックシート貼り)	1	北沢産業(株) 1500×600×850
40	スープウォーマーカート (ダイノックシート貼り)	2	北沢産業(株) 500×500×800
41	モービルテーブル	2	北沢産業(株) 1000×500×800
42	ライスウォーマーカート (ダイノックシート貼り)	2	北沢産業(株) 500×500×800
43	水切付ケトル台置台	1	北沢産業(株) 1000×600×800
44			
45	シャワーシンク付シンク (シンク仕切板3枚付)	1	北沢産業(株) 1900×800×850
46	水切台 (キャスター付)	1	北沢産業(株) 750×700×850
47	食器洗浄機	1	マルゼン MDDB6CE
48	水切台	1	マルゼン 120×600×850
49	食器消毒保管庫	1	北沢産業(株) KES-1002D
50	ディスプレイ付テーブル	1	北沢産業(株) 600×800×800
51	水切り台	1	北沢産業(株) T-86M
52	包丁まな板殺菌庫	1	北沢産業(株) DS-114B (イシダ製)



参考資料

平成29年度 学寮食堂 光熱水料調（※1～3月分については、平成28年度実績）

光熱水料

（単位：円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電気	48,729	53,941	64,683	55,012	40,688	61,082	35,492	63,693	50,286	58,924	61,497	40,676	634,703
水道	42,814	64,803	85,417	83,661	8,771	49,596	75,139	60,485	87,609	47,638	82,772	25,597	714,302
ガス	65,367	61,000	60,588	33,653	6,453	55,767	59,600	56,552	55,461	60,626	62,619	212	577,898
計	156,910	179,744	210,688	172,326	55,912	166,445	170,231	180,730	193,356	167,188	206,888	66,485	1,926,903

使用量

（電気単位：Kwh）・（水道・ガス単位：m³）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電気	2,679	2,905	3,510	2,825	1,821	3,257	2,031	3,765	3,014	2,897	2,975	1,453	33,132
水道	98	147	193	189	18	113	170	137	198	109	187	57	1,616
ガス	610	557	551	296	50	495	540	525	522	610	619	2	5,377